

H29
製造平成29年度 医療機器製造業責任技術者講習
従事年数証明書

受講者記入欄

(※必ず本人の自署捺印とすること)

本籍
(外国国籍)都道
府県

現住所

氏名

印 (自署捺印のこと)

生年月日：昭和・平成 年 月 日

証明者記入欄

上記受講希望者(氏名：)は、

昭和 年 月 日 から 昭和 年 月 日 まで
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 現在 年 箇月の間、

当社の 本社 支社(店) 工場 営業所 に於いて、医療機器の 製造 輸入販売(旧薬事法) 外国製造国内管理人(旧薬事法) に関する業務に従事 している していた ことを証明します。

(支社・営業所名等記入)

平成 29 年 月 日(証明書記入日)

名称

所在地

証明者(役職名・氏名)

印

従事している(または従事していた)上記事業所の
業許可(登録)番号及び
業許可取得(登録)年月日記入欄

1. 医療機器製造業 2. (旧薬事法における)医療機器輸入販売業 3. (旧薬事法における)外国製造国内管理人
業許可取得(登録)年月日 [許可(登録)番号:] (S 年 月 日)
[※更新年月日ではありません。最初に業許可(登録)を得た年月日を記入してください。]

- 備考
1. 従事年数不足・業許可(登録)番号及び業許可取得(登録)年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意してください。
 2. 従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. ◯製造 ◯輸入販売 ◯外国製造国内管理人)
 3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。(医薬品医療機器等法施行規則第15条の9)
 4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
 5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。

記入例



平成29年度 医療機器製造業責任技術者講習
従事年数証明書

受講者記入欄	<p>(※必ず本人の自署捺印とすること)</p> <p>本籍 東京都 (外国国籍) 道府県</p> <p>現住所 東京都文京区本郷3-32-6 医療マンション101号</p> <p>氏名 文京太郎 (自署捺印のこと) 印もれ注意</p> <p>昭和43年1月1日生</p>
証明者記入欄	<p>上記受講希望者(氏名: 文京太郎)は、</p> <p>昭和23年9月1日 から 昭和29年5月1日 まで 5年8箇月の間、</p> <p>平成 23年9月1日 から 平成 29年5月1日 まで 5年8箇月の間、</p> <p>当社の東京工場 営業所 に於いて、医療機器の輸入販売(旧薬事法) 製造 に関する業務に従事 している</p> <p>外国製造国内管理人(旧薬事法) していた</p> <p>※証明する事業所が移転又は合併等の場合は、移転前又は合併等する前の許可年月日も合わせて記入して下さい。また、合併等の場合で社名変更した場合、旧社名も余白に記入して下さい。 (記入例) (H15年4月1日) 移転前: H10年5月1日</p> <p>※製造販売業許可事業所での従事経験は不可。</p> <p>名称 医療機器株式会社 所在地 東京都文京区本郷3-42-6 証明者(役職・氏名) 代表取締役社長 医療太郎 社株医 長式療 之会機 印社器</p> <p>従事している(または従事していた)上記事業所の業許可(登録)番号及び業許可取得(登録)年月日記入欄</p> <p>1. 医療機器製造業 2. (旧薬事法における)医療機器輸入販売業 3. (旧薬事法における)外国製造国内管理人業許可(登録)番号及び取得年月日 [番号: 13BZ00123] (S H 60年4月1日) [※更新年月日ではありません。最初に業許可(登録)を得た年月日を記入して下さい。]</p> <p>※証明日の時点では受講要件年数を満たさなくても、受講日の前日までに満たせば受講が可能です。その場合の記入方法として、従事期間の最終日を受講要件年数を満たす年月日とし、従事期間年月の右の余白に(見込み)と記入してください。</p> <p>※事業所の所属長以上の方が証明して下さい。 (現在従事されている事業所の所属長が、他の事業所での従事経験を証明することはできません。)</p>

- 備考
1. 実務経験年数不足・業許可(登録)番号及び業許可取得(登録)年月日の記入もれがある場合は、申込みが無効となりますので注意。
 2. 従事した業務に必ず○印を付けてください。(ex. 製造 輸入販売 外国製造国内管理人)
 3. 証明依頼があった場合には、それを拒否することはできません。また、証明者は、虚偽又は不正の証明を行ってはなりません。
 4. 証明者は受講申込者の所属長以上の方となります。本人が事業主の場合は本人による証明となります。
 5. 鉛筆・消せるボールペンでの記入は無効となります。